

「小規模基本法」および「改正小規模支援法」の概要

(中小企業庁資料を加工)

人口減少・高齢化・海外との競争の激化等、わが国経済が構造的変化に直面する中で、地域で雇用を支え、新たな需要にきめ細かく対応できる小規模企業の振興に向け、国、地方公共団体、支援機関等様々な関係者の行動を促す仕組みが必要。

【小規模基本法】

(小規模企業振興基本法／平成26年6月成立・施行／
基本計画は平成26年10月3日閣議決定)

小規模企業が我が国の経済社会の構造変化の中、どのように対応していくことが求められるか、基本的方向性を示す。

- ①中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を基本原則として位置づけ。
- ②政策の継続性・一貫性を担保するための基本計画(5年間)を政府が策定(中長期的なPDCAサイクルの整備)。
- ③今後の小規模企業に関する基本的施策の柱を定める。

【改正小規模支援法】

(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律／平成26年6月成立・9月26日施行)

小規模事業者が、地域で経営を持続的に行うためのビジネスモデルの再構築を、地域ぐるみで支援する体制を整備。

- ①伴走型の事業計画策定・実施支援のための体制整備
事業計画策定・実施支援(経営分析、市場調査、事業計画策定、販路開拓等)を「経営発達支援事業」として位置づけ。同事業について、商工会議所等に対する経済産業大臣による認定制度を新設。
- ②商工会議所等を中核とした連携の促進
他の機関(金融機関、農協、NPO等)との連携を促進し、地域ぐるみで小規模事業者を面的に支援。

小規模基本法に基づく「基本計画」(制定)

「日本再興戦略」等を踏まえ、小規模企業振興施策の基本的な方針・重点施策を記載。

<基本計画に盛り込まれた「4つの目標」>

- ①需要を見据えた経営の促進(ビジネスプラン等に基づく経営の推進 等)
- ②新陳代謝の促進(創業、第二創業、事業承継 等)
- ③地域経済に資する事業活動の推進(地域の魅力掘り起し等による地域活性化 等)
- ④地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備(国、地方公共団体、商工会議所等支援機関の連携強化 等)

伴走型小規模事業者支援推進事業(補助金)

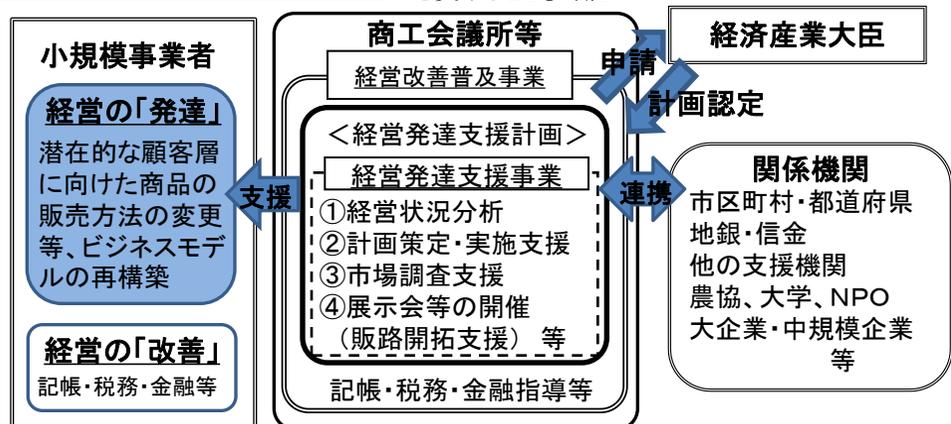
中小企業庁は、平成27年度予算に続き、平成28年度予算案においても、経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所等が実施する、①事業計画策定支援(セミナー、相談会等)、②事業計画実施支援(販路開拓支援等)への補助を盛り込む。

改正小規模支援法に基づく「基本指針」(改正)

- ・改正小規模支援法および基本計画を踏まえ、基本指針に「経営発達支援事業」に重点的に取り組むこと等を追加し 経済産業大臣が告示(平成26年9月26日公表)。
- ・商工会議所等は経営発達支援事業についての計画(「経営発達支援計画」)を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができる。

「経営発達支援計画」イメージ

※複数の商工会議所等が共同で計画を作成し、認定を受けることも可能



「改正小規模支援法」に基づく基本指針における小規模事業者支援の概要

(日商事務局作成)

事業(経営)の発展段階

経営改善普及事業

事業(経営)のさらなる成長

- (イノベーション実行支援)
- ・「経営革新」支援
 - ・新事業展開支援
 - ・新商品開発支援
 - ・地域資源活用支援 等

事業(経営)の再生・承継等

- ・事業再生支援
- ・事業承継支援 等

「経営改善普及事業」の中で「経営発達支援事業」を位置づけ、重点的に実施

事業(経営)の安定・改善

- ・記帳指導
- ・税務指導
- ・金融支援 等

事業(経営)の開始

- ・創業支援

(ビジネスモデル構築支援)

- ・経営状況分析支援
- ・事業計画の策定・実行支援
- ・市場調査支援
- ・需要開拓(販路開拓)支援 等

小規模事業者の経営と表裏一体である「地域経済活性化」を明確に位置づけ

地域経済活性化

- (地域のブランド化、にぎわいの創出)
- ・地域産品開発・各種地域おこし・観光振興 等

時間